

令和6年11月1日  
( 事業部 扱い )

郡市区歯科医師会長 各位

一般社団法人 京都府歯科医師会

**「猶予届を提出せず、令和6年10月以降も診療報酬を光ディスク（CD）で請求している保険医療機関向けお知らせ」の周知について**

時下、益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。

平素は会務運営につきまして、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年10月より原則診療報酬の請求はオンライン請求が義務化になりました。これに伴い、光ディスク（CD）で請求している医療機関は、猶予届を審査支払機関（支払基金、国保連合会）に提出することで、令和6年10月以降も光ディスク（CD）の請求が継続できる通知を医療保険・介護保険参事会を通じて報告させていただき、府歯ホームページにも周知記事を掲載しておりますが、今なお猶予届を提出せず令和6年10月以降も診療報酬を光ディスク（CD）で請求している医療機関がございます。また、依然として猶予届の提出が見られない場合は、令和7年3月請求分より、光ディスク（CD）を用いたレセプト請求を返戻する取扱い（受理しない）となる予定です。

今後、猶予届を提出せず光ディスク（CD）で請求される医療機関については、支払基金より対象の医療機関に直接電話連絡及びお願い文書の送付をして丁寧な対応を実施する旨の連絡が届いておりますが、今回府歯でも改めて会員へ周知していただきたく、別紙の通り簡易なお知らせを作成いたしました。

つきましては、取急ぎ貴会会員へ再度ご周知いただきますよう、ご高配よろしくお願い申し上げます。

《本文書は、貴職並びに郡市区歯会登録の担当者宛に同時通報しています》